

感染症対策指針

～感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針～

児童発達支援 放課後等デイサービス
ドキドキキッズ

当事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方・目的 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等、当事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアルや感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル、法人内規程および社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取り組みを行う。
2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ①「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ②職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、利用者および職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針～感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針～」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
 - ニ) 衛生管理
- ③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む

入職時）を定期的に実施する。

④平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的に実施する。

⑤感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

（2）発生時の対応

①日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

②感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）

ロ) 消毒

ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認

ニ) 濃厚接触者への対応

③感染事例等が発生後は、必要に応じて児童発達支援担当役員、管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

イ) 小野クリニック・・・TEL：078-739-252

ロ) 神戸市保健所・・・TEL：078-322-5256

ハ) 神戸市保健福祉局・・・TEL:078-322-6241

ニ) 神戸市障害福祉課・・・TEL：078-322-5232

④感染事例等が発生後は、必要に応じて児童発達支援担当役員、管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

イ) 施設長・代表者・・・連絡先 TEL:090-5041-9075

ロ) 利用者・保護者・・・緊急連絡先へ TEL。

＜変更・廃止手続＞ 本方針の変更および廃止は、「感染対策委員会」の決議により行う。

＜附則＞ 本方針は、令和6年12月1日から適用する。

本方針は、事業所名変更し令和7年6月1日から適用する。